

昭和六十年政令第二十四号

たばこ事業法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）、日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六六十九号）、塩専売法（昭和五十九年法律第七十号）及びたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに日本たばこ産業株式会社法附則第三十一条、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第二十七条及び関係法律の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、この政令を制定する。

### (専売事業審議会令等の廃止)

日本専売公社に付する法令の準用等に關する政令（昭和二十四年政令第百十六号）

(施行期日) 附則

第一條

（田長専壳）「廿二日十時去令の准用等」一關十時去令の准用等

**第二条** 日本たばこ産業株式会社(以下「日本専売公社」という。)の支出役がこの政令の施行前に振り出した小切手につき、日本たばこ産業株式会社(以下「日本専売公社」という。)は、支拂ふべき金額を算定し、(昭和二十二年三月三十日付)同二月三十日付の前項第一項に記載した金額を支拂ふ。

は、いはて、全詔法（昭和二十一年法律第三号）第二十九条第一項の規定を準用する。この場合においては、同項中「支官」であるのは、日本たゞの商業機関名法（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十二条第一項による解散前の日本本社公会の支官と読み替えるものとする。

金銭の給付を目的とする旧公名の権利で、時々に別産業の教育に規定がなしたもの及び第一項公名に対する権利で、金銭の給付を目的とするものにしては、会話法第三十一条の規定を準用する。この場合において同条中「国」とあるのは、「日本たばこ産業株式会社」則第十二条第一項規定による解散前の日本専賣公社」と読み替えるものとする。

第三条 旧公社の役員又は職員であつた者が第二の政令の施行以前にその地位において知り得た事実についてには、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第百条第四項から第六項までの規定に依る場合を除む。この場合において、「同法第百条第四項中「公務員」とあるのは、「日本国憲法」によつて適用しない又は準用する場合を含む。」と規定する。

業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社の役員又は職員であつた者」と「当該官公署」とあるのは「大蔵大臣」と同条第五項及び第六項中「当該官公署」とあるのは「大蔵大臣」と読み替えるものとする。

**第四条** この政令の施行の際現に係属している旧公社の事務に関する調査であつて日本たゞはこの産業株式会社（以下「会社」という）が受け組むもの及び旧公社の事務に関する調査であつてこの政令の施行後に会社を当事者として提起するもの又は会社を参加人とするものについては、国の利益に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九百九十四号）第

五条第一項及び第三項、第八条本文並びに第九条の規定を準用する。この場合において、同法第五条第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「日本たばこ産業株式会社」と、同法第八条本文中「第一条、第五条第一項、第六条第二項又は前条第三項」とあるのは「第五条第一項」と、「法務大臣又は行政庁」とあるのは「日本たばこ産業株式会社」と、同法第九条中「第一条乃至前条」と

第五条 この政令の施行前に、第一条の規定による廃止前の日本専売公社に対する法令の準用等に関する政令（以下「旧準用政令」という。）第二条において準用する医療法（昭和二十三年法律第二百四十九号）は、この政令の施行後は適用しない。

百五号)第六条及び旧準用政令第三条において準用する医療法施行令第一条の規定に基づき、旧公社又は旧公社の病院若しくは診療所の管理者に対して厚生大臣又は都道府県知事がした承認は、同法の規定により、公社又は公社の病院若しくは診療所の管理者に対して都道府県知事がした許可又は承認とみなし、旧公社が厚生大臣に対して開設の通知をした診療所は、同法の規定により、

**第六条** 旧公社が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定によつて建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをしようとする建築物であつてこの政令の施行前に会社が開設地の都道府県知事の許可を受けて開設した診療所とみなす。

旧準用政令第二条において準用する同法第十八条第一項（同法第八十七条第一項、第八十七条の二第一項並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定により旧公社がその計画を建築主事に通知しているものについては、同法第十八条第一項から第八条まで（これらの規定を同法第八十七条第一項、第八十七条の二第一項並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定により新公社が

いて準用する場合を含む。」の規定を準用する。この場合において、同法第十八条第一項中「国」とあるのは「日本たばこ産業株式会社」と、「第六条から第七条の三まで、第九条から第十条まで及び第九十条の二」とあるのは「第六条から第七条の三まで」と、「第二項から第九項まで」とあるのは「第一項から第八項まで」と、同条第二項中「国」とあるのは「日本たばこ産業株式会社」と

**第七条** この政令の施行前に旧准用政令第一条において準用する結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により厚生大臣の指定を受けた旧公社の病院又は診療所は、同と読み替えるものとする。

**第八条** この政令の施行前に旧准用政令第二条において準用する高压ガス取締法（昭和二十六年法律第一百四号）第四条の規定に基づき旧公社に対し都道府県知事がした承認は、同法の規定により都道府県知事の指定を受けた病院又は診療所とみなす。

**第九条** この政令の施行前に旧准用政令第二条において準用する放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第五十条の規定に基づき旧公社に対して  
り公社に対して都道府県事がした許可又は認可とみなす。

**第十一条** この政令の施行前に旧準用政令第二条において準用する河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九十五条（同法第一百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により旧公社が河川科学技术庁長官がした承認は、同法の規定により会社に対して科学技术庁長官がした許可とみなす。

**第十一條** この政令の施行前に旧準用政令において準用する法律の規定により、旧公社がした許可、認可その他の処分は、それぞれの法律の規定により大蔵大臣がした許可、認可その他の処分と、旧公社に対しされた申請、届出その他の行為は、それぞれの法律の規定により大蔵大臣が対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

（予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正に伴う経過措置）  
**第二十条** 整備法第十九条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）第十条第一項に規定する旧公社の現金出納職員及び同法第十二条第一項に規定する旧公社の物品管理職員の整備法の施行前にした行為に關し会社の代表者が行う報告については、予算執行職員等の責任に関する法律第十条第一項又は第十二条第一項に規定する公社等の現金出納職員又は物品管理職員がその保管に係る現金又は物品を亡失した場合等における報告に関する政令（昭和三十年政令第百三十七号）の規定の例による。